

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表1の違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

2. 別表1に掲げるエコミック株式に係る取引

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、113,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量120,500株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(431円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量23,100株を加えた143,600株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量113,500株に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額：50,895,400円)

－ (有価証券の買付け等の価額：50,220,100円)

＝675,300円

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量143,600株が、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 113,500 株を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（463 円）に当該超える数量 30,100 株（買付け等の数量 143,600 株－売付け等の数量 113,500 株）を乗じて得た額（a）から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額（b）を控除した額

$$\begin{aligned} & (\text{a : 13,936,300 円}) - (\text{b : 13,845,500 円}) \\ & = 90,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 766,100 円となる。

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、760,000 円となる。

※ 違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額の詳細については、別表 2 を参照。